



黒潮町蓄電池等設置補助金

目的

自家消費を目的に蓄電池設備を導入する費用の一部を補助し、町内で利用される再エネを増加させ、2050年ゼロカーボンに向けた取組を推進する

補助対象機器

定置用蓄電池設備

補助対象経費

機器の購入及び設置に要する経費（稼働に必要な付帯設備含む）但し消費税及び処分費を除く

補助率及び上限額

1kWhあたり4万円 上限40万円

補助要件

以下の全てを満たす必要があります

- ・町内に住民登録のある方（実績報告時点）
- ・自家消費する太陽光発電設備を導入していること（実績報告時点）
- ・町内の住宅に蓄電した電気を供給し、消費すること
- ・その他の補助金や助成金等を受けていないこと
- ・うちエコ診断WEBサービスを実施し、報告すること
- ・県税及び町税等を滞納等していないこと
- ・黒潮町暴力団排除条例の排除対象者でないこと
- ・要綱に定める要件を満たす蓄電池であること

※黒潮町蓄電池等設置補助金交付要綱別表第2を参照

お問い合わせ先

黒潮町役場 環境政策室 0880-43-2119（直通）

よくあるご質問

Q.既に設置している機器は補助の対象となる？

A.対象となりません。交付決定後に着手してください。

Q.事業所への設置は対象となる？

A.対象となりません。住宅のみです。

Q.住宅兼店舗への設置は対象となる？

A.住居部分に供給する場合に限り、対象となります。

Q.中古品や、リース、レンタルは対象となる？

A.対象となりません。

Q.いつまでに事業を完了する必要がある？

A.毎年度1月末までに完了する必要があります。

補助の流れ

以下、手続きの流れ

- ①交付申請提出
- ②交付決定・着手
- ③施工完了
- ④実績報告
- ⑤検査・確定
- ⑥補助金支払い

※⑥は受領委任も可
（施工業者へ直接払）

